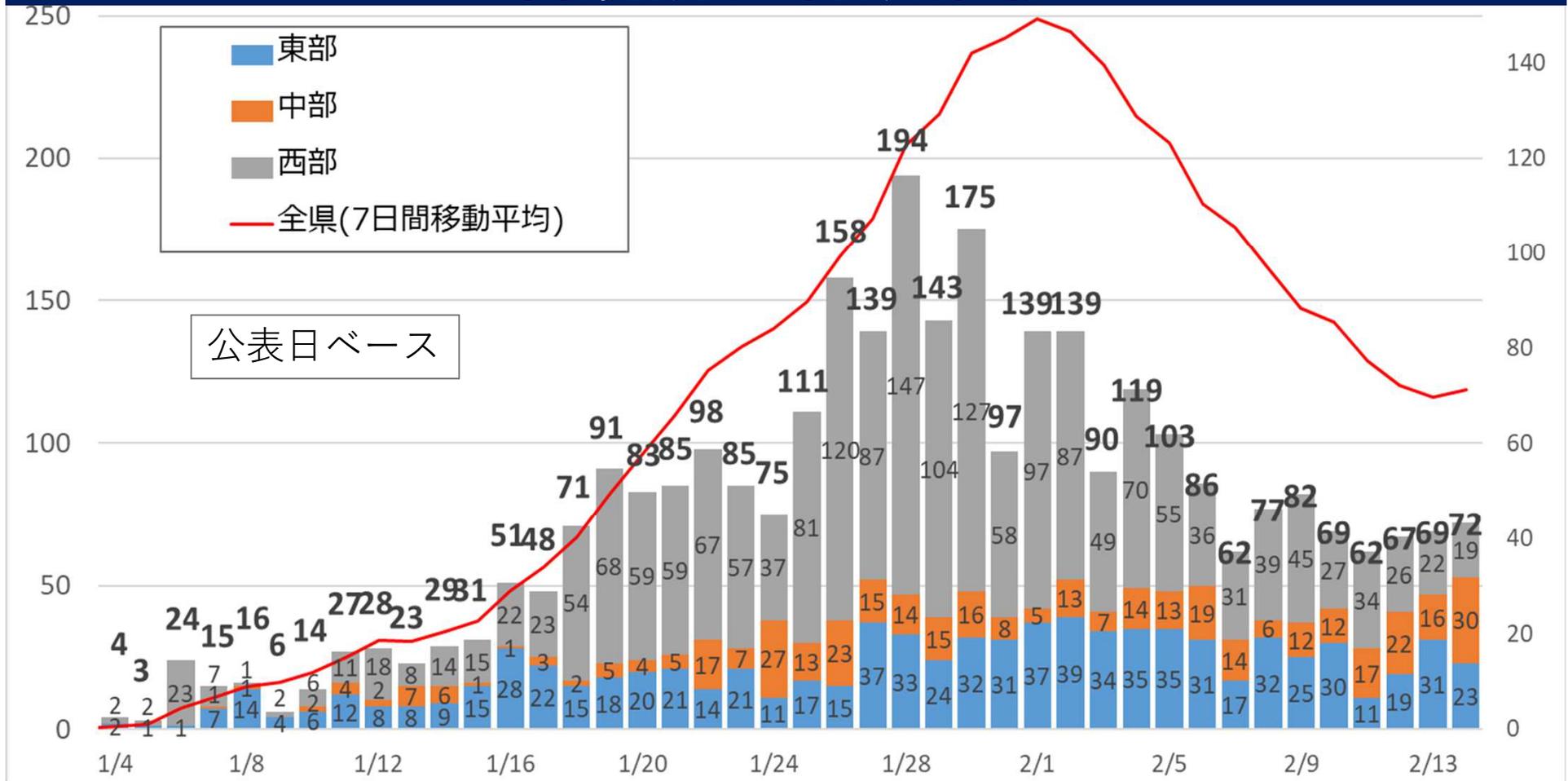


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第137回） 湯梨浜町新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和4年2月14日（月）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
湯梨浜町長
鳥取市保健所長
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部資料

新規陽性者数推移

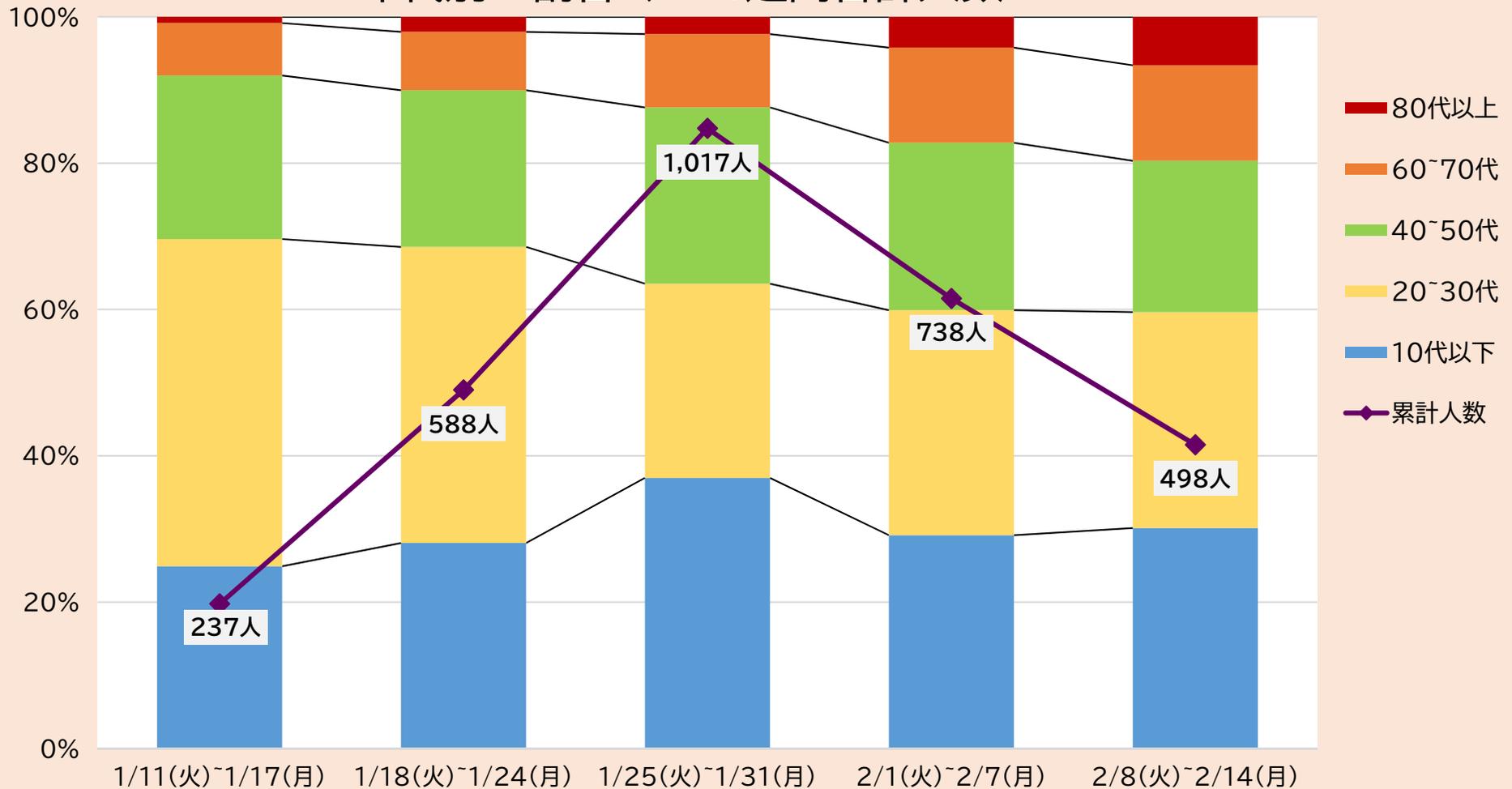


1/4～2/14の保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	845	399	1,916	3,160

県内新規陽性者の推移

年代別の割合 / 1週間合計人数



<中等症以上の患者数> ※期間中に症状が変化した場合は症状が重い方でカウント

期 間	中等症Ⅰ	中等症Ⅱ	重症
1/24~1/30	8	7	0
1/31~2/6	8	15	1
2/7 ~2/13	6	16	1

※2/13現在 中等症Ⅰ:8名 中等症Ⅱ:11名、重症1名

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(2/13)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内1557～1587例目(県内4700～4730例目)>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日、症状	検査実施
2月12日	2月13日	管内1557例目 (県内4700例目)	鳥取市	2/10 ふらつき、体調不良	医療機関を受診しPCR検査
2月12日	2月13日	管内1558例目 (県内4701例目)	鳥取市	2/6 咳、鼻水	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1559例目 (県内4702例目)	鳥取市	2/8 発熱	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1560例目 (県内4703例目)	鳥取市	2/11 発熱、咽頭痛、関節痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
2月12日	2月13日	管内1561例目 (県内4704例目)	鳥取市	2/9 嘔吐	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
2月12日	2月13日	管内1562例目 (県内4705例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1563例目 (県内4706例目)	鳥取市	2/11 発熱	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1564例目 (県内4707例目)	鳥取市	2/9 咽頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
2月12日	2月13日	管内1565例目 (県内4708例目)	鳥取市	2/7 偏頭痛、鼻水、鼻閉	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1566例目 (県内4709例目)	鳥取市	2/11 発熱	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1567例目 (県内4710例目)	鳥取市	2/9 発熱、咳	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1568例目 (県内4711例目)	鳥取市	2/6 お腹が緩い	県内陽性者の接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1569例目 (県内4712例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1570例目 (県内4713例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1571例目 (県内4714例目)	鳥取市	2/11 体の痛み、頭重感	県内陽性者の接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1572例目 (県内4715例目)	鳥取市	2/11 喉の違和感	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(2/13)以降公表事例)

陽性確認日	陽性公表日	事例	管轄保健所	発症日、症状	検査実施
2月12日	2月13日	管内1573例目 (県内4716例目)	鳥取市	2/11 悪寒、痰、鼻閉、熱感	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
2月12日	2月13日	管内1574例目 (県内4717例目)	鳥取市	2/12 咽頭痛	県内陽性者の接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1575例目 (県内4718例目)	鳥取市	2/10 咳、咽頭痛、痰	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査(1回陰性後再検査)
2月12日	2月13日	管内1576例目 (県内4719例目)	鳥取市	2/11 発熱、頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1577例目 (県内4720例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1578例目 (県内4721例目)	鳥取市	2/9 発熱、咳	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1579例目 (県内4722例目)	鳥取市	2/12 咳	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1580例目 (県内4723例目)	鳥取市	2/12 発熱	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
2月12日	2月13日	管内1581例目 (県内4724例目)	鳥取市	2/11 発熱、嘔吐、腰痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1582例目 (県内4725例目)	鳥取市	2/10 発熱	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1583例目 (県内4726例目)	鳥取市	2/11 頭痛、倦怠感、関節痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1584例目 (県内4727例目)	鳥取市	2/10 倦怠感、悪寒	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1585例目 (県内4728例目)	鳥取市	2/11 咽頭痛、声のかれ	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
2月12日	2月13日	管内1586例目 (県内4729例目)	鳥取市	—	医療機関を受診しPCR検査
2月12日	2月13日	管内1587例目 (県内4730例目)	鳥取市	—	医療機関を受診しPCR検査

※2月13日陽性確認分の23件(管内1588～1610例目(県内4769～4791例目))の詳細については調査中

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(2/13以降公表事例))

< 県設置保健所管内：県内4731～4768例目 >

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日、症状	検査実施
2月12日	2月13日	県内4731例目	倉吉	2/11 発熱、痰、鼻血	無料検査を受検
2月12日	2月13日	県内4732例目	倉吉	2/11 発熱、咳、鼻汁	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4733例目	倉吉	2/12 発熱	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4734例目	倉吉	2/11 咳、発熱	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4735例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4736例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4737例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4738例目	倉吉	2/10 発熱	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4739例目	倉吉	2/8 咽頭痛	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4740例目	倉吉	2/12 咳、鼻水、微熱	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4741例目	倉吉	2/11 微熱、息苦しさ	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4742例目	倉吉	2/10 咳	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4743例目	倉吉	2/10 咳	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4744例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4745例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4746例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4747例目	米子	2/11 咽頭痛	無料検査を受検
2月12日	2月13日	県内4748例目	米子	無症状	無料検査を受検
2月12日	2月13日	県内4749例目	米子	2/10 咳、痰、水様性下痢、頭痛、筋肉痛、関節痛	医療機関を受診し検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(2/13以降公表事例))

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日、症状	検査実施
2月12日	2月13日	県内4750例目	米子	2/11 発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、関節痛	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4751例目	米子	2/11 発熱	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4752例目	米子	2/9 発熱	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4753例目	米子	2/11 咳、喉の違和感	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4754例目	米子	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4755例目	米子	2/10 発熱、体の痛み、声のかすれ、倦怠感	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4756例目	米子	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4757例目	米子	2/11 発熱	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4758例目	米子	2/11 発熱、鼻閉、倦怠感、院疼痛	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4759例目	米子	2/11 熱発、咳、痰	医療機関を受診し検査
2月12日	2月13日	県内4760例目	米子	2/4 咳	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4761例目	米子	2/10 発熱、痰	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4762例目	米子	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4763例目	米子	2/11 発熱	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4764例目	米子	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4765例目	米子	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4766例目	米子	無症状	疫学調査として検査
2月12日	2月13日	県内4767例目	米子	2/9 咳	濃厚接触者として健康観察中に検査
2月12日	2月13日	県内4768例目	米子	2/11 咳、寒気、咽頭痛、発熱	濃厚接触者として健康観察中に検査

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(2/13以降公表事例))

<既陽性者との接触>

- ・接触あり 32名
 - ・接触なし 6名
- (接触ありの内訳)

- | | | | | | | | |
|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| ・ 県内3691例目 | 1名 | ・ 県内4149例目 | 1名 | ・ 県内4237例目 | 2名 | ・ 県内4238例目 | 3名 |
| ・ 県内4374例目 | 1名 | ・ 県内4500例目 | 1名 | ・ 県内4546例目 | 2名 | ・ 県内4599例目 | 1名 |
| ・ 県内4619例目 | 1名 | ・ 県内4651例目 | 1名 | ・ 県内4666例目 | 1名 | ・ 県内4673例目 | 1名 |
| ・ 県内4674例目 | 2名 | ・ 県内4675例目 | 3名 | ・ 県内4693例目 | 1名 | ・ 県内4696例目 | 1名 |
| ・ 県内4698例目 | 1名 | ・ 県内4731例目 | 4名 | ・ 県内4732例目 | 2名 | ・ 県内4734例目 | 1名 |
| ・ 県外陽性者 | 1名 | | | | | | |

※2月13日陽性確認分49件(県内4792～4840例目))の詳細については調査中

鳥取県版新型コロナウイルス警報（2月14日現在）

県内全域に「特別警報」を発令しています。

クラスターが継続して発生するとともに、高齢者への感染例も増えてきています。

県民の皆様には、高い緊張感をもって感染予防対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	1/24～
中部地区	特別警報	1/24～
西部地区	特別警報	1/18～

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

- 軽症例の多いオミクロン株の特性を踏まえ、最大確保病床使用率・重症病床使用率に重点を置いて運用
- コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルII」
- 対策は前倒して実施しつつ、オミクロン株の特性を踏まえた判断目安を検討していく

判断指標	数値 (2月13日現在)	本県独自目安 ➡※に基づき総合的に判断		
		II	III	IV
新規陽性者数(対人口10万人/週)	90.0人 (498人/55.3万人×10万人)	10人/週	30人/週	50人/週
最大確保病床使用率	26.6% (93/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	12.8% (6/47床、うち重症者1人)	—	50%	
全療養施設使用状況 (療養者数/(最大確保病床数+宿泊療養居室)) ※療養者数には在宅療養者の人数も含む	0.823 (665/(350床+458室))	—	—	1

参考指標	数値(2月13日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	120.2人 (665人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	9.0% (498/5,546件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、感染者が利用していた施設で、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが、2/13（日）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設及び陽性者数

	発生施設	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
64	医療機関	○	米子保健所管内	5名	2/10～12
65	湯梨浜町立ながせこども園	○	湯梨浜町	29名	2/12～13
66	接待を伴う飲食店	—	鳥取市	10名	2/10～12

※65例目（ながせこども園）は、1/24（月）に40例目のクラスターとなり、感染防止対策の改善後、2/4（金）から施設を再開していましたが、この度、再度クラスターが発生したものです。

2 患者対応

陽性者は入院、施設内での療養または在宅療養を行う。

※発生要因については、速やかに感染症対策専門家と現地調査を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（64例目）

医療機関

陽性者数	所在地
入院患者5名	米子保健所管内

まん延防止のための措置（第6条）

- ・施設設置者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。
→ 陽性者と接触した可能性のある職員及び全ての入院患者の名簿を保健所に提出し、2/10（木）に陽性者が確認された後、接触の可能性のある全ての職員と入院患者のPCR検査を実施済。以降、健康観察を続けながら都度再検査を実施している。
- ・保健所は、条例に基づき、施設設置者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
→ 施設の性質を考慮し、専門家指導によりゾーニング、感染防止対策の助言を得て、施設運営を継続している。

公表について（第7条）

- ・保健所の調査に協力し、全ての関係者に速やかに連絡しており、適切な措置がとられていることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム及び鳥取県感染制御専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（65例目）

湯梨浜町立ながせこども園

陽性者数	所在地
園児及び職員29名	湯梨浜町
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設設置者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。 → 陽性者と接触した可能性のある園児及び職員の名簿を保健所に提出し、2/12（土）に1人目の陽性者が確認された後、全ての園児及び職員の検査を実施した。保健所は、条例に基づき、施設設置者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。 → 当該こども園は2/14（月）から臨時休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">湯梨浜町は、自らのホームページで当該施設で陽性者が発生したことを公表している。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（66例目）

接待を伴う飲食店

陽性者数	所在地
従業員及び利用客10名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">・施設管理者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。<ul style="list-style-type: none">→ 陽性者と接触した可能性のある従業員、利用客の名簿を保健所に提出し、関係者の検査を実施中。・保健所は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。<ul style="list-style-type: none">→ 当該施設は2/10（木）から営業を中止（店舗を閉鎖）している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">・保健所の調査に協力し、全ての関係者に速やかに連絡しており、適切な措置がとられていることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

保育所等における感染防止策

<最近のクラスター事案で判明した**新たな課題**>

- 早朝・延長保育時や日中の複数クラスによる合同保育の当面の間の自粛(早朝・延長保育時…マスク着用有無に応じたクラス分けなど)
- マスク着用が難しいクラスにおける換気の徹底、こまめな消毒
- 職員の給食時の時差対応 など

<湯梨浜町内の保育施設等**緊急点検の実施**>

- 湯梨浜町内の公立認定こども園(7施設)、私立保育園(2施設)における感染防止対策の状況について、県特命チームと町が合同で緊急点検を実施(2/15以降)

○国の基本的対処方針の変更を受け、保育所等における感染防止策について改めて各市町村、各施設等に周知・徹底(2/10通知済み)

○保育所・幼稚園等における感染者が発生した場合の初動対応のため、子ども関係施設等感染拡大防止特命チームを随時現地に派遣(中部:2/13~)

感染拡大防止のための県立学校等の対応

学校における感染拡大防止を図るため、初動体制の確保に努めるとともに、感染防止対策のより一層の徹底を図っている。

◆ 初動体制の確保

(臨時休業等)

- 学校において、学校関係者の感染が確認された場合は、一先ず臨時休業 (学校感染拡大防止特命チーム)
- 県教育委員会・市町村教育委員会で「学校感染拡大防止特命チーム」を組織し、陽性が判明した学校への初動対応 (検査調整等) やクラスター対応等に保健所等と連携して取り組み、感染拡大防止を図っている。

◆ 学校における感染防止対策のより一層の徹底

<基本的対策>

- 不織布マスク、正しいマスクの着用方法の徹底
- 児童・生徒、教職員の体調管理、健康観察の徹底 (同居家族も同様)
→体調不良の場合は、出勤・登校せず、医療機関を受診

<分散登校等>

- 密を回避するために、分散登校、分散授業等を実施

<その他>

- 部活動は、活動日の制限 (土日不可、平日2時間) を継続して遵守し、感染状況に応じて中止を検討
- 食事の際は、対面とならない工夫を行い、黙食を徹底する

感染が増加している高齢者施設等への対応

【注意喚起】

- 2月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言も踏まえ、オミクロン株の特徴に応じた感染防止策を関係機関へ通知し、対策を徹底。

【陽性者確認後の早期対応】

- 2月9日、13日、クラスターが発生した2つの介護老人保健施設に対して、専門家チーム(感染管理認定看護師)による感染予防対策等の調査を実施。その結果を踏まえ、改善ポイントを高齢者施設等で共有し、より効果的な感染予防対策等を横展開。

【改善ポイント】(2/9)職員等の健康管理を徹底し、少しでも平熱と違ったり、違和感(喉、倦怠感等)があれば早めにPCR検査等を行うこと(3回目のワクチン接種後の副反応と体調不良を誤認していた事例あり)
(2/13)防護具の着脱方法をよく確認するとともに、防護具はレッドゾーンの外で脱ぐことを徹底すること

- 社会福祉施設感染拡大防止特命チームとして、西部に1~2名が専任常駐(1/29~)、中部に1名がサテライト勤務(2/3~)に従事しつつ、保健所の支援業務を実施。(状況に応じて本庁から更に職員を増員派遣)

【検査の徹底】

- 当分の間、一斉検査の実施など、社会福祉施設や医療機関におけるPCR検査等を重点的に支援。(2/10~)

<社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金> ※2/10医療機関を対象施設に追加
社会福祉施設等が職員及び利用者に対して自主的に行うPCR検査等費用を支援
・補助対象施設: 高齢者施設、障がい者施設、保育施設、救護施設、医療機関
・補助率: 10/10(上限は1人・検査1回当たり2万円)

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

オミクロン対策 「寅」の巻

其の壹

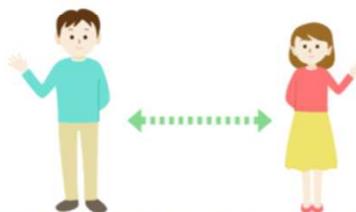
マスクは正しく**着けます**



オミクロンでもマスクは有効です

其の貳

人と人、**間が愛だ**



距離がとれない場合、パーティションを利用し、大声は控えて

其の参

少々の症状でもご連絡を



体調悪ければ登校や出勤は止める。
かかりつけ医、受診相談センターに連絡を

其の肆

飲食は**マナー**を守って
楽しまな



飲食店や自宅でも、大人数・大声・
大皿・大騒ぎは控えてマスク会食

其の伍

ワクチン接種や
検査を**受けんさい**



ワクチンはオミクロンにも有効です。
不安な方は検査を受けてください

其の六

幸せは**予防**で呼ぼう



換気、手洗い、消毒など基本的な
感染対策を徹底

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

オミクロン株は飛沫以外にも“マイクロ飛沫”で爆発的に拡がるとの指摘。
今まで以上に感染対策をお願いします。

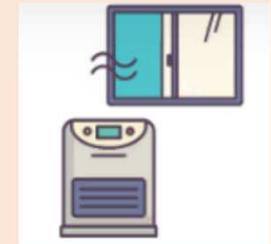
【正しいマスク着用のポイント】

- ✓ お子さまも含めて
不織布マスクを！
- ✓ 正しいサイズで
すき間なく！
- ✓ マスクをつけても距離をとって！
- ✓ 鼻出しマスク、アゴマスクは
リスク大！



【基本的な換気のポイント】

- ✓ 人が集う時は、必ず換気！
※自宅でも意識して換気をお願いします。
- ✓ 換気扇も活用してこまめに換気！
(30分に1回以上、1回5分間を目安)
- ✓ 冬場は、暖房近くの窓を開けるなど、室内温度の低下を抑える工夫も！



特に、学校・保育施設・職場などでは徹底してください。

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

家庭内での感染事例が引き続き多い状況です。
感染対策を徹底し、高齢者や子どもを守りましょう！

食事の場面

- 大皿を避け、料理は個々に配膳を
- 食事中の会話を控える
- 食器や箸の共用を避ける



歯磨きの場面

- 歯磨きは一人一人、順番に、換気のいい場所で
- 歯磨粉やコップは共用しない
- 歯ブラシは個別に保管



家族との団らん場面

- 「親しき仲にもマスクあり」
会話時はマスクを着用し、
十分な距離をとって
- こまめな換気を(30分に1回、5分間)



基本的な感染防止対策を

- 家に帰ったら「まずは手洗い」
- タオルは共用しない
- 共用部分のこまめな消毒(ドアノブ・手すり・スイッチ等)



みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

各職場・店舗において業種別ガイドライン等の実践をお願い致します。
特に以下のポイントに留意の上、大切な職場をみんなで守りましょう

ポイント1 出勤前/出勤後



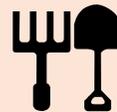
- 発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛
- 軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査

ポイント2 職場内での対策



- 手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保の徹底
- 換気の徹底(CO2濃度測定器等の活用)
- 複数人が触る箇所の消毒

ポイント3 休憩時など



- 昼休みの時差取得
- 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)時の注意の周知
- 社員寮等の集団生活の場での対策

ポイント4 会議や出張など



- 出張など移動を減らすためのテレビ会議の活用
 - 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の導入
- ※特に重症化リスクのある労働者等への配慮

みんなでしっかり オミクロン予防大作戦

飲食店での感染予防対策の徹底をお願いします

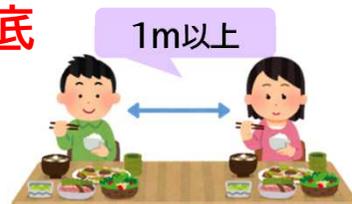
飲食店全員で飲食店向けガイドラインの徹底をお願いします。

・換気扇の常時稼働、定期的な窓開放による換気の徹底

(CO2 1,000ppm以下)

・パーティション、斜め掛け等による
フィジカルディスタンスの確保

・従業員の体調管理の徹底



お客様にも対策を守ってもらうよう呼びかけをお願いします。

・パーティションを外したり、座席の間隔を狭めない



・手指消毒、会話時のマスク着用の徹底
・大声を出さず、お酌や乾杯を控え、大騒ぎはNG



◆ お配りしているお客様への啓発ツールもご活用ください。

インターネットからもダウンロードできるようホームページで提供中>>



体調悪ければ無理をしないで！

オミクロン株の症状は風邪の症状とよく似ています

発熱、せき、のどの痛みなど、ちょっとした風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!

感染力の強いオミクロン株の感染拡大を防止するため、
ご自分や大切な人を守るため、

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう**

職場も出勤前の**体調確認**、**症状がある場合の出勤自粛**など、
従業員への呼びかけをお願いします



発熱等の症状が
出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

特措法第24条第9項による協力要請

■区域 鳥取県全域

■期間 令和4年1月20日から3月6日まで

■要請内容

県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※ 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。

特に、まん延防止等重点措置地域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控えてください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

県外との往来について

全国各地で連日、過去最大の感染者を記録するなど、感染力の強いオミクロン株が全国で急激に蔓延しています。

**帰省や旅行、仕事、研修も含めて
県外との不要不急の往来は当面控えてください**

県外との往来の際のお願い

◇基本的な感染対策の徹底

マスクはすき間なく正しく着用、十分な距離が取れないときはマスクを着用、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避ける

◇体調が悪い時は、無理せず県外との往来は避ける

◇行かれる先の自治体が出されている新型コロナ情報の確認を

県外から来県・帰県される方へのお願い、一緒に過ごす際のお願い

◇来県前には事前にPCR等検査を受けましょう

◇家庭内での感染対策の徹底

「親しき仲にもマスクあり」、こまめな手洗い、こまめな換気、ドアノブなどの共用部分の消毒、タオルや歯磨き粉・食べ物や食器などの共用を避ける、家庭内で対策が難しい場合は宿泊施設利用も検討

◇発熱、倦怠感などの症状があれば、積極的に受診又は受診相談センターに相談を

人権配慮に係る県民へのメッセージ

今回のクラスター事案の陽性者を特定するような詮索などの行為は絶対にやめましょう。

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナウイルス関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。

湯梨浜町新型コロナウイルス感染症対策本部資料

湯梨浜町版新型コロナウイルス感染緊急警戒宣言

湯梨浜町内の事業所とこども園の2カ所で同時にクラスターが発生しました。

今、まさに感染爆発の瀬戸際です。

家庭内や職場等での感染が広がっています。予防対策の徹底をお願いします。

■ **区域** 湯梨浜町内全域

■ **期間** 令和4年2月14日から2月23日まで（10日間）

■ **要請内容**

- 家庭内での感染予防対策を再確認し、三密対策やマスク、換気、手洗い、消毒の徹底をしましょう。
- 食事の際も食器の共用を避けるなどマナーを守り、タオルは個別で使いましょう。
- 県境をまたぐ移動はなるべく控えましょう。
- 感染の不安な方の県のPCR無料検査の活用とワクチン接種を加速しましょう。

湯梨浜町における感染防止対策の徹底

- ・ 町長から町民のみなさんへの呼びかけ（防災行政無線・HP）
- ・ 町内こども園長会で、情報の共有と感染対策の再徹底
- ・ 県と連携した町内全こども園の合同緊急点検の実施
- ・ 小中学校での感染対策の再徹底・緊急点検
- ・ 感染予防対策の啓発（貼り紙・公共施設36カ所）
- ・ 公共施設の感染対策の緊急点検
- ・ 町内事業所へ感染予防の啓発
- ・ 各自治会、商工会、旅館組合、建設業者団体等各種団体を通じた啓発
- ・ 高齢者施設等への啓発
- ・ 高齢者単居世帯等への訪問における消毒指導